明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕

○寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（**総務**四六）　一

○船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（**国土交通**三一）　二

○船員の労働条件等の検査等に関する規則（**同**三二）　七

〔告　示〕

○電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（**総務**二〇六）　一九

○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**一四六七）　三三

○肥料の名称並びに生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件（**同**一四六八）　三六

○肥料の登録を失効した件（**同**一四六九）

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十五年度土地家屋調査士試験に関する公告（法務省）　二七

平成二十五年度医師国家試験予備試験の施行（厚生労働省）　二九

平成二十五年度歯科医師国家試験予備試験の施行（同）　二六

〔公　告〕

諸事項

**裁判所**

破産、免責関係　四四

**特殊法人等**

独立行政法人都市再生機構、プログラムの著作物に係る登録、日本弁護士連合会効力停止・裁決、厚生年金基金変更関係　四四

**地方公共団体**

行旅死亡人関係　四六

**会社その他**

**会社決算公告**　五三

## 省令

**○総務省令第四十六号**

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月一日

総務大臣　新藤　義孝

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

**別表**（第一条関係）

| | 所在地 | 官署 |
|---|---|---|
| 岩手県 | 宮古市宮町一の三の二九 | 盛岡地方検察庁宮古支部 |
| | 宮古市宮町一の三の二九 | 宮古区検察庁 |
| | 宮古市緑ヶ丘五の二九 | 宮古労働基準監督署 |
| | 宮古市佐原三の二一の四 | 東北地方整備局三陸国道事務所宮古維持出張所 |
| | 釜石市小佐野町三の八の二四 | 釜石税務署 |
| | 釜石市橋野町第三四地割二二の四 | 三陸中部森林管理署大槌森林事務所 |
| | 釜石市小川町一の二の八 | 三陸中部森林管理署釜石森林事務所 |
| | 釜石市鵜住居町第七地割一三の七 | 東北地方整備局南三陸国道事務所 |
| 宮城県 | 登米市迫町新田字上葉ノ木沢一 | 国立療養所東北新生園 |
| 山形県 | 鶴岡市羽黒町十文字字十文字七〇 | 庄内森林管理署羽黒森林事務所 |
| | 鶴岡市木野俣字向田四二の一 | 庄内森林管理署温海森林事務所 |
| | 鶴岡市板井川字宮の下三二五の一 | 東北地方整備局酒田河川国道事務所月山国道維持出張所 |
| | 酒田市柏谷沢字内山四〇の一 | 東北地方整備局酒田河川国道事務所飽海出張所 |
| | 酒田市草津字湯ノ台七一の一 | 東北地方環境事務所鳥海南麓自然保護官事務所 |
| 福島県 | 福島市荒井字地蔵原甲二の一四 | 東北地方整備局福島河川国道事務所吾妻山系砂防出張所 |
| | 田村郡小野新町字中通一二九の一〇 | 福島森林管理署小野町森林事務所 |
| 栃木県 | 那須郡那須町大字湯本二〇七 | 那須御用邸管理事務所 |
| | 那須郡那須町大字湯本二〇七 | 那須御用邸皇宮護衛官派出所 |
| | 那須郡那須町大字湯本二〇七の二 | 関東地方環境事務所日光自然環境事務所那須自然保護官事務所 |
| 群馬県 | 吾妻郡東吾妻町大戸二二四の四 | 吾妻森林管理署大戸森林事務所 |
| 埼玉県 | 秩父市大滝九四五の一 | 埼玉森林管理事務所大滝森林事務所 |
| | 秩父市大滝三九三一の一 | 関東地方整備局二瀬ダム管理所 |